

長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和60年4月1日制定）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1―第7）
- 第2章 特定建設工事共同企業体（第8―第18）
- 第3章 経常建設共同企業体（第19―第28）
- 第4章 雑則（第29・第30）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第69条の規定に基づき、市が発注する建設工事（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、建設業者が連帯して共同企業体を結成し、建設工事の請負契約に参加する場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

（共同企業体への発注の原則）

第3 建設工事の発注は、単体企業への発注を基本とし、技術力の結集等により単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると市長が認める場合に限り、共同企業体に発注できるものとする。

（共同企業体の資格審査等）

第4 共同企業体を結成し競争入札に参加しようとする者は、建設共同企業体参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を構成員全員の連名で市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、共同企業体協定書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、資格審査を行い、適格な共同企業体を有資格業者として認定するものとする。この場合において、共同企業体の総合点数の算定方法は、長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する

る要綱（平成元年長野市告示第11号。以下「資格審査要綱」という。）第4の規定を準用し、次の各号に定めるところにより算定を行うものとする。

(1) 客観的事項の審査 経営に関する客観的事項の審査は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（昭和63年建設省告示第1316号。以下「告示」という。）の規定に準じて行うものとし、経営規模、経営状況に係る評点及びその他の評点項目は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される経営状況分析得点（告示第1の2に掲げる項目に係る附録の算式によって算出した数値に基づき、経営事項審査の事務取扱いについて（昭和63年建設省経建発第128号）別紙審査の結果を総合数値で表す方法1の(3)の算式によって算出した数値）の平均値によるものとする。

ウ その他の評点項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和とし、営業年数については、構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(2) 主観的事項の審査 共同企業体の工事施工能力に関する主観的事項の審査は、前年度の完成工事の成績を評定して行うものとする。

4 前項の規定により資格審査をしたときは、申請のあった共同企業体の代表者に対しその結果を建設共同企業体資格認定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

（入札書）

第5 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

（契約書）

第6 共同企業体との契約の締結における契約書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

（代表者の権能）

第7 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象工事）

第8 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ当該各号に定める金額以上の工事で、市長がその工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認めるものとする。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 土木工事 | 3億円 |
| (2) 建築工事 | 5億円 |
| (3) 電気設備工事 | 1億円 |
| (4) 機械設備工事 | 1億円 |

2 前項の規定にかかわらず、円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要がある

ると市長が認める工事については、特定建設工事共同企業体により施工することができる。

- 3 市長は、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認める工事であっても、単体でも施工可能な業者があると認めるときは、特定建設工事共同企業体と単体企業との混合による入札とすることができる。

(構成員の数)

- 第9 特定建設工事共同企業体の構成員となる企業の数、2とする。ただし、特に大規模な工事、多数の工事種別にわたる等の理由により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと市長が認める場合に限り、5までとすることができる。

(構成員の組合せ)

- 第10 特定建設工事共同企業体の構成員は、最上位の等級に格付されている者に限るものとする。ただし、十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると市長が認めるときは、第2順位の等級に格付されている者を含むことができる。

(構成員の資格)

- 第11 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する工事種別について、規則第6条第1項の規定による競争入札参加資格を有すること。
- (2) 発注工事に対応する法第3条第2項の許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工事種別を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置することができること。

(出資比率)

- 第12 特定建設工事共同企業体の出資比率は、当該共同企業体の1の構成員につき、均等割の10分の6以上とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(代表者)

- 第13 特定建設工事共同企業体の代表者は、同一の等級の者の間では施工能力の大きな者、異なる等級の者の間では上位の等級の者とし、その出資比率は、構成員中最大とする。

(結成方法)

- 第14 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができる。

- 2 特定建設工事共同企業体を結成する場合において1の構成員は同一工事につき2以上の企業体を結成することはできないものとする。

(対象工事の公告)

第15 市長は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。ただし、予備指名の方法により特定建設工事共同企業体を結成させることとした場合は、予備指名の通知をもって公告に代えることができる。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び発注工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、構成員の組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (6) 認定資格の有効期間
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の公告は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）第2条第2項の例により行うものとする。

(予備指名)

第16 予備指名の方法により特定建設工事共同企業体を結成させる場合、市長は、対象工事に適した建設業者をグループ別に選考し、長野市請負工事審査委員会（以下「委員会」という。）に諮った上、構成員に指名することが適当であると認める建設業者に対しその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた建設業者は、任意に特定建設工事共同企業体を結成することができるものとする。

(指名競争入札)

第17 市長は、第15第1項の規定による公告を行った工事を指名競争入札に付する場合は、第4の規定により有資格業者と認定された特定建設工事共同企業体の中から指名競争入札に参加する者を委員会に諮った上、指名の決定を行うものとする。

2 指名競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の数は、対象工事の規模又は内容に応じ、その都度市長が定めるものとする。

3 第4の規定により有資格業者と認定された特定建設工事共同企業体の数が1の場合は、予備指名の方法によるものとする。

4 市長は、第16第1項の規定による予備指名を行った工事を指名競争入札に付する場合は、第16第2項の規定により結成された特定建設工事共同企業体を指名するものとする。

5 前項の場合において、指名された特定建設工事共同企業体の代表者に対する第4第4項の規定による通知は指名入札通知書をもってこれに代えることができる。

(有効期間)

第18 市が契約した特定建設工事共同企業体の共同企業体としての認定資格の有効期間は、原則として当該工事の完成後12月を経過した日までとする。ただし、有効期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任がある場合は、全構成員が連帯してその責を負うものとする。

2 特定建設工事共同企業体で契約の相手方とならなかったものの共同企業体としての有効期間は、当該工事の契約が締結されたときまでとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第19 経常建設共同企業体が施工することのできる工事は、資格審査要綱第8に規定する等級別発注標準によるものとする。

(構成員の数)

第20 経常建設共同企業体の構成員となる企業の本数は、2又は3とする。

(構成員の組合せ)

第21 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、同一の等級又は直近の等級に格付されている者による組合せとする。ただし、下位の等級に格付されている者に十分な施工能力があると市長が認めるときは、構成員となる者のうち、上位の等級に格付されている者から直近2等級までに格付されている者の組合せとすることができる。

(構成員の資格)

第22 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 入札参加資格を申請する工事種別（以下〔申請業種〕という。）について、規則第6条第1項の規定による競争入札参加資格を有すること。
- (2) 市内に本社を有すること。
- (3) 中小企業基本法（昭和41年法律第154号）第2条各号に該当すること。
- (4) 申請業種に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると市長が認めるときは、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- (5) 申請業種について、元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績のない場合で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると市長が認めるときは、下請としての施工実績を有することをもって足りるものとする。
- (6) 申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有するものがあること。

(出資比率)

第23 経常建設共同企業体の出資比率は、当該共同企業体の1の構成員につき、均等割の10分の6以上とする。

(代表者)

第24 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の互選とし、その出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。

(結成方法)

第25 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(申請書の受付期間等)

第26 経常建設共同企業体の申請書の受付期間は、市長が別に定める。

2 1の企業が申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

(競争入札参加資格者名簿への登載)

第27 市長は、第4の規定により有資格業者と認定された経常建設共同企業体を、資格審査要綱第4の規定により工事種別ごとに等級格付し、規則第6条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(有効期間)

第28 経常建設共同企業体の共同企業体としての認定資格の有効期間は、当該経常建設共同企業体の資格認定の日の翌日から構成員の競争入札参加資格の有効期間満了の日までとする。

第4章 雑則

(文書の様式)

第29 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第30 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成6年9月1日告示第174号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に特定の建設工事を目的として結成されている共同企業体は、当該共同企業体の存続期間が終了するまでの間、この要綱による特定建設工事共同企業体とみなす。

長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第4条第2項及び第25条の規定に基づき、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「建設工事」という。）の請負契約及び建設工事に係る測量、調査、設計、監理等（以下「工事に係る測量等」という。）の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格、審査、等級格付、等級別発注基準及び指名基準並びに随意契約の相手方の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加することができない者)

第2 競争入札に参加することができない者は、規則第4条第1項（第24条において準用する場合を含む。）に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）提出時の属する年度の国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (4) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載し、又は重要な事項を記載しなかった者
- (5) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (6) 次に掲げる届出を行っていない者（建設工事の請負契約に係る競争入札に参加しようとする者のうち、法第2条第3項に規定する建設業者に限り、当該届出を行う必要がないものを除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(申請書等の提出)

第3 規則第5条第1項（第27条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札に参加しようとする者が提出すべき書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係る競争入札
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（規則様式第1号）
 - イ 法第3条第1項の規定による許可に係る証明書の写し

ウ 法第27条の29第1項の規定による総合評定値に係る通知の写し又は同条第2項の規定による総合評定値に係る請求書の写し及び法第27条の25の規定による経営状況分析の結果に係る通知の写し（申請書の提出の際現に法第27条の29第1項の規定による総合評定値に係る通知を受け、又は同条第2項の規定による総合評定値に係る請求をしている者に限る。）

エ 商業登記簿の謄本（個人の場合は、営業証明書）

オ 申請書提出時の属する年度の国税及び市税に係る納税証明書

カ 身分証明書（個人の場合に限る。）

キ 印鑑証明書

ク 委任状（主たる営業所以外の営業所等において競争入札に参加しようとする場合に限る。）（様式第1号）

ケ 誓約書（様式第2号）

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 工事に係る測量等の委託契約に係る競争入札

ア 競争入札参加資格審査申請書（工事に係る測量等）（規則様式第2号）

イ 営業に関し法律上必要とする登録に係る証明書の写し

ウ 資格の審査の申請をする日の属する年度の10月1日の直前1年間の各事業年度の財務諸表

エ 技術者経歴書（様式第3号）

オ 経営規模等総括表（様式第4号）

カ 商業登記簿の謄本（個人の場合は、営業証明書）

キ 申請書提出時の属する年度の国税及び市税に係る納税証明書

ク 身分証明書（個人の場合に限る。）

ケ 印鑑証明書

コ 委任状（主たる営業所以外の営業所等において競争入札に参加しようとする場合に限る。）（様式第5号）

サ 誓約書（様式第6号）

シ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第2号の規定にかかわらず、当該競争入札に参加しようとする者が建設コンサルタント登録業者、地質調査業登録業者及び補償コンサルタント登録業者であるときは、同号イからオまで及びキの書類に代えて、それぞれの登録規程に規定する現況報告書の写しを提出させることができる。

3 市長は、申請書の提出の時期、方法その他必要な事項を長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）第2条第2項の例により、あらかじめ公告するものとする。

(等級格付)

第4 市長は、規則第6条第1項（規則第27条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格があると認める者（以下「有資格者」という。）を建設工事・工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿（規則様式第4号。以下「有資格者名簿」という。）に登載するときは、あらかじめ次の各号に掲げる競争入札の有資格者の区分に応じ、当該各号に定める事項を勘案して、建設工事又は工事に係る測量等（以下「建設工事等」という。）の種別ごとの等級格付を行うものとする。

(1) 建設工事の請負契約に係る競争入札の有資格者 法第27条の29第1項の規定により国土交通大臣若しくは県知事が通知する総合評定値又は同項に規定する経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところの例により自ら計算した総合評定値及び過去2年度の完成工事に係る工事成績等

(2) 工事に係る測量等の委託契約に係る競争入札の有資格者 別表第1に定める算式により求めた総合点数

2 等級格付は、土木一式工事及び建築一式工事にあつてはA、B、C、D及びEの5等級に、舗装工事、電気工事及び電気通信工事、水道施設工事、管工事並びにその他の工事並びに工事に係る測量等にあつてはA、B及びCの3等級にそれぞれ区分して行うものとする。ただし、有資格者の数が少ない業種及び市外に主たる営業所を有する者については、等級格付を行わないことができる。

3 第1項第1号の工事成績等の評定については、市長が別に定めるところによる。

(入札参加資格の承継)

第5 有資格者が、営業の同一性を失うことなく組織の変更若しくは包括承継を行ったとき又は建設業若しくは工事に係る測量等の業務を譲り受けたときは、市長の承認を得て変更前の入札参加資格等を承継することができる。

2 前項の場合において、市長は、承継しようとする者の経営規模及び状況等から承継しようとする者に変更前の有資格者に係る等級格付等をそのまま認めることが不相当であると認めるときは、当該等級格付等を変更することができる。

3 第1項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく入札参加資格承継承認申請書（様式第7号又は様式第8号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建設工事の有資格者の承継者 第3第1項第1号エからコまでに規定する書類

(2) 工事に係る測量等の業務の有資格者の承継者 第3第1項第2号ウ、エ及びカからシまでに規定する書類

4 市長は、第1項又は第2項の規定により、入札参加資格の承継の認否を決定したとき

は、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の取消し)

第6 市長は、有資格者名簿に登載された者が入札参加資格を有しない者と判明したときは、直ちに当該入札参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、有資格者名簿からその者を抹消するとともに、入札参加資格認定取消通知書(様式第9号)をその者に送付するものとする。

(変更等の届出)

第7 有資格者は、法第12条各号のいずれかに該当することとなったとき又は次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく申請書記載事項変更届(様式第10号)に変更事項等を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 営業の内容及び資本金
- (2) 本店、営業所等の所在地
- (3) 商号又は名称
- (4) 代表者
- (5) 経営の状態
- (6) 電話番号、印鑑又は受任者

(等級別発注標準)

第8 第4に規定する等級格付を行った場合において、建設工事等の種別ごとの各等級別発注標準となる設計金額は、別表第2のとおりとする。ただし、法第3条第1項ただし書の規定による許可を受けない者の請け負う建築一式工事にあつては1件の設計金額が1,500万円未満又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事とし、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円未満とする。

(指名基準)

第9 市長は、規則第26条第1項の規定により指名競争入札に参加する者(以下「指名業者」という。)を指名するときは、あらかじめ等級区分のある建設工事等については、別表第2に定めるところにより、当該建設工事等の設計金額に対応する等級に格付されている者を指名するものとする。ただし、特に緊急を要する場合及び特別な技術を要する場合等特別な事由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指名業者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 建設工事等の成績及び建設工事等の安全成績
- (3) 技術者の状況及び当該建設工事等の施行についての技術的適性

- (4) 手持ちの建設工事等の状況
- (5) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (6) 労働福祉の状況
- (7) 安全管理の状況等
- (指名業者の選定数)

第10 指名業者の選定数は、次の表の左欄に掲げる設計金額に応じ、同表の右欄に定める標準指名業者数とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

設 計 金 額	標 準 指 名 業 者 数
500万円未満	5人以上
500万円以上 5,000万円未満	8人以上
5,000万円以上	11人以上

(随意契約の相手方の選定)

第11 随意契約の相手方の選定については、第9の規定を準用する。

(秘密の保持)

第12 入札参加資格の審査及び指名業者の選定に関する内容については、非公開とする。

2 前項の審査及び選定に関与する職員は、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(共同企業体等)

第13 共同企業体を結成し、又は協業組合を設立して入札に参加しようとする者については、別に定める要綱によるものとする。

(文書の様式)

第14 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成元年2月8日告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成元年7月31日告示第80号)

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日告示第48号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる指名競争入札に係る建設工事及び建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成8年3月28日告示第72号）

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる建設工事及び工事に係る測量等に係る指名並びに随意契約の相手方の選定について適用する。

附 則（平成14年4月10日告示第141号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年6月29日告示第281号）

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる建設工事及び工事に係る測量等に係る指名並びに随意契約の相手方の選定について適用する。

附 則（平成26年11月28日告示第704号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定（第2第6号を除く。）は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告又は指名の通知（随意契約における見積りの依頼を含む。）を行う契約から適用する。

- 3 改正後の要綱第2第6号の規定は、施行日以後に行う長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）第6条第1項（同規則第27条において準用する場合を含む。）の規定による競争入札参加資格を有する者の建設工事・工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿への登載から適用する。

別表第1（第4関係）

総合点数の算式

$3 \times \text{年間平均実績高の点数} + \text{自己資本額の点数} + 5 \times \text{有資格者数の点数} + \text{営業年数の点数}$

備考 この算式中次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 年間平均実績高の点数 第3第3項に規定する申請書の提出の日の直前2年間の決算の業種別の年間平均実績高（以下「年間平均実績高」という。）に応じ、当該年間平均実績高が5,000万円未満にあつては10点、5,000万円以上5億円未満にあつては15点、5億円以上10億円未満にあつては20点、10億円以上20億円未満にあつては25点、20億円以上にあつては30点
- (2) 自己資本額の点数 自己資本額を年間平均実績高で除し、これに100を乗じて得た数値に応じ、当該数値が5未満にあつては10点、5以上10未満にあつては20点、10以上にあつては30点
- (3) 有資格者数の点数 業種ごとに、次に掲げる表の有資格者欄の左欄に掲げる有資格者の数に5を、同表の有資格者欄の右欄に掲げる有資格者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値（1人の者が同表の有資格者欄に掲げる資格を2以上有している場合は、その有している資格ごとに1人の者として計算する。）を合計した数値に応じ、当該数値が15未満にあつては10点、15以上40未満にあつては15点、40以上65未満にあつては20点、65以上110未満にあつては25点、110以上にあつては30点

業種	有資格者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築 コンサル タント業 務	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けている者及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士の登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し登録を受けている者
建設 コンサル タント業 務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体力学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。）、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、情報工学部門若しくは応	建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証

用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあつてはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
---	--

- (4) 営業年数の点数 営業年数に応じ、5年未満にあつては10点、5年以上15年未満にあつては15点、15年以上25年未満にあつては20点、25年以上35年未満にあつては25点、35年以上にあつては30点

別表第2（第8、第9関係）

区分	土木一式工事	舗装工事	建築一式工事	電気工事及び電気通信工事	水道施設工事	管工事及びその他の工事	工事に係る測量等
A	3,000万円以上	300万円以上	4,000万円以上	200万円以上	300万円以上	全工事	200万円以上
B	800万円以上 7,000万円未満	2,000万円未満	900万円以上 7,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	1,000万円未満
C	2,500万円未満	500万円未満	3,500万円未満	600万円未満	500万円未満	700万円未満	600万円未満
D	1,300万円未満		1,500万円未満				
E	500万円未満		600万円未満				